



## 自己適合宣言書

独立行政法人農林水産消費安全技術センターは  
次に掲げる試験が ISO/IEC 17025 の要求事項に適合していることを宣言します。

### 自己適合宣言の対象試験

- 肥料等試験法 5.1 水銀
- 肥料等試験法 5.2 ひ素
- 肥料等試験法 5.3 カドミウム
- 肥料等試験法 5.4 ニッケル
- 肥料等試験法 5.5 クロム
- 肥料等試験法 5.6 鉛
- 肥料等試験法 3.1 水分又は水分含有量

### 試験を実施する組織の名称及びその所在地

(試験を実施する組織の名称) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

- 本 部：肥飼料安全検査部肥料部門
- 札 幌：札幌センター 肥飼料検査課
- 仙 台：仙台センター 肥飼料検査課
- 名古屋：名古屋センター 肥料検査課
- 神 戸：神戸センター 肥料検査課
- 福 岡：福岡センター 肥料検査課

(試験を実施する組織の所在地) 本 部：さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟

- 札 幌：札幌市中央区大通西10-4-1 札幌第2合同庁舎
- 仙 台：仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎
- 名古屋：名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館
- 神 戸：神戸市中央区港島南町1-3-7
- 福 岡：福岡市東区千早3-11-15

## 自己適合宣言者

(宣言者の名称) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部  
(宣言者の所在地) さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟

令和2年3月27日

ラボラトリマネジメント(肥飼料安全検査部長)

萩 鏡 恭 明

この自己適合宣言の対象試験が適合している規格は、

ISO/IEC17025:2017-『General requirements for the competence of testing and calibration laboratories』

(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)です。

この適合宣言は、

ISO/IEC17050-1:2004(JISQ17050-1:2005)

適合性評価 - 『供給者適合宣言 - 第1部』:一般要求事項に基づき行っています。